

## 申請書作成支援システム「申請サポートプラス」を開始します！

転入の際に必要な各種申請書を、パソコンやスマートフォンから作成・印刷することができる申請書作成支援システム『申請サポートプラス』を、令和5年3月2日(木)から開始します。

転入の際には、転入届だけではなく、印鑑登録の申請や児童手当の認定請求、マイナンバーカードに関する手続等、様々な申請が必要となる場合がありますが、『申請サポートプラス』では、解説付きの簡単な入力フォームから、各種申請書をまとめて作成し、御自宅のプリンタやコンビニエンスストアのマルチコピー機等で事前に印刷することができます。

手続検索サービス『わたしの手続案内』と連動しており、手続の検索から申請書の作成・印刷までを一貫して行うことができますので、ぜひご利用ください。

### 1 サービス開始日

令和5年3月2日(木)

### 2 URL

<https://tetsuzuki.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

「わたしの手続案内」と同一のwebページです。

スマートフォン・タブレット等で右の二次元コードを読み取って、アクセスしてください。また、市ホームページや市LINE公式アカウントからもアクセスできます。



### <サービストップページ>



現在のメニューは「さがす」ですが、3月2日に「つくる」を追加します。「作成」をクリックすると、申請書の選択・作成画面に移ります。使い方の詳細につきましては、別紙を御参照ください。

### 問合せ先

D X 推進課

直通電話 042-769-8212

## 別紙

### <申請書選択ページ>

申請書を選ぶ

下のオンラインで作成できる申請書一覧から、作成する申請書にチェックを付け、「チェックを付けた申請書を作成する」ボタンを押してください。

※原則、最初からチェックのついている手続きは全て作成してください。チェックしていない手続きも選択することができます。

なお、この一覧に表示されている以外にも手続きが必要な場合があります。このほかの手続きについて知りたい場合は、トップページの「さがす」の各アイコンの中から、あなたの状況に近いものを選び、手続きのナビゲーションを行ってください。

オンラインで作成できる申請書一覧

- 転入届  
(別の市町村から相模原市への引っ越し)
- 転入届以外の申請書を作成する  
(住民票の写し請求、印鑑登録など)

※入力された情報の取り扱いについて  
本システム利用中に入力された情報は、申請書等への記入出力のために使用し、サーバー等への保存は行いません。本システムで作成された申請書は、印刷するかご利用中の端末に保存してください。

チェックを付けた申請書を作成する >

トップへ戻る >

いずれかにチェックを入れると、同時に作成する申請書を選択できます。また、「さがす」の検索結果からアクセスした場合、検索結果と連動して、必要な申請書が自動的に選択されます。

オンラインで作成できる申請書一覧

- 住民票の写しを取得する  
(住民票の写し等交付請求書申請書)
- 新しく印鑑登録をする  
(印鑑登録 申請・届出書兼印鑑登録票)
- マイナンバーカードの電子証明書の新規発行をする  
(電子用電子証明書 新規発行/更新/失効および利用者証明用電子証明書 新規発行/更新/失効 申請書)
- マイナンバーカードの電子証明書の暗証番号変更をする  
(個人番号カード暗証番号変更・再設定および電子証明書暗証番号変更・再設定申請書)
- 小児医療費助成の医療証交付申請をする  
(小児医療費助成医療証交付申請書)
- 児童手当の認定請求をする  
(児童手当・特例給付 認定請求書)
- 転入届以外の申請書を作成する  
(住民票の写し請求、印鑑登録など)

### <申請書作成ページ>

相模原市用管区長 あて 住民異動届

1. 転入届 2. 印鑑登録 3. 住民票の写し等の交付 4. 電子証明書の新規

以下の項目に入力してください。分からない箇所は空白のままでも印刷可能です。  
すべての申請書に窓口に越しになる方(届出人・代理人)の署名が必要です。申請書を印刷後に自筆で氏名を記入してください。

1 提出日  
令和 5 年 3 月 2 日

2 異動日  
実際に住み始めた日を入力してください。  
令和 5 年 3 月 2 日

3 届出人の情報  
届出人について選択してください。  世帯主  世帯員  代理人

右側の入力フォームに入力した情報が、申請書に反映されます。入力後は、右上のメニューから申請書が印刷できます。